

(民間気象業務の支援)

国土交通省気象庁

1. 制度の概要

民間における気象業務の健全な発達を支援し、及び社会活動における気象に関する情報の利用の促進を図るため、気象庁が保有する情報の提供等必要な業務を行う民間気象業務支援センターを指定。

2. 指定、登録等の基準

○気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）

第二十四条の二十八 気象庁長官は、気象業務の健全な発達を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、民間気象業務支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、業務の実施の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人気象業務支援センター	平成6年 5月18日	東京都千代田区神田錦町 3-17 東ネンビル 03-5281-0440	気象業務法第24条の28の指定の基準に基づき審査した結果、適当と認められたため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
	料金等とその積算根拠については、(財) 気象業務支援センターの下記 URL を参照。 http://www.jmbsec.or.jp/hp/kokai/futankin.html

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成21年7月1日現在）

見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

平成23年度までに実施予定。